

審査補助員及び法第41条の2による審査に関する
事務処理マニュアル

— 凡 例 —

| | |
|---------|-------------------------|
| 【法】 | 検察審査会法 |
| 【施行令】 | 検察審査会法施行令 |
| 【給与法】 | 一般職の職員の給与に関する法律 |
| 【臨時措置法】 | 裁判所職員臨時措置法 |
| 【日当政令】 | 検察審査員等の旅費，日当及び宿泊料を定める政令 |

☆参照文献

法曹時報第58巻8号

－目 次－

| | | |
|----|---|----|
| 1 | 審査補助員制度の概要等 | 1 |
| 2 | 審査補助員の職務（役割） | 3 |
| 3 | 法第39条の2による審査補助員（任意的審査補助員）の委嘱の流れ..... | 6 |
| 4 | 任意的審査補助員の出席する審査会議（第一段階の審査） | 11 |
| 5 | 法第41条の2による審査（第二段階の審査）と同条の4による 審査補助員（必要的審査補助員）の委嘱の流れ..... | 15 |
| 6 | 必要的審査補助員の出席する審査会議（第二段階の審査） | 18 |
| 7 | 審査補助員の解嘱 | 23 |
| 8 | 会議録の作成..... | 25 |
| 9 | 議決書の作成..... | 26 |
| 10 | 審査補助員の手当，旅費日当等の支給..... | 28 |

1 審査補助員制度の概要等

【審査補助員制度の概要】

検察審査会法の改正により、検察審査会の一定の議決に法的拘束力が与えられ、当該議決に基づき公訴が提起される制度（起訴議決制度）の導入など、検察審査会の権限が強化された。そこで、検察審査会の審査が、これまで以上に充実し、かつ、適正なものとなるよう、検察審査会が、審査を行うに当たって法律に関する専門的な知見を補うため、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱して法的な助言を得られるようになった。

審査補助員には、法第39条の2による「任意的審査補助員」と、法第41条の4による「必要的審査補助員」がある。

【審査補助員の身分】

- 1 裁判所の非常勤職員となる。なお、以下の点において、常勤の裁判所職員と異なる扱いを受ける。
 - 政治的行為の制限の規定の適用を受けない（国家公務員法第102条、裁判所の非常勤職員の政治的行為制限の特例に関する規則）
 - 国家公務員倫理法の規定の適用を受けない（国家公務員倫理法第2条第1項）
 - 政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払いへの公務員の関与等の制限の規定の適用を受けない（政治資金規正法第22条の9第1項第2号、政治資金規正法第22条の9第1項第2号の非常勤職員の範囲を定める規則）
- 2 審査補助員には、手当並びに旅費、日当及び宿泊料が支給される（臨時措置法第3号、給与法第22条第1項、第3項、日当政令第2条）。

【Q&A】

Q 1 審査補助員と専門的助言者との違いは何か。

A 1 専門的助言者は、裁判における鑑定に相当するものであり、例えば、法律の問題について、法学者、弁護士等専門家の出頭を求めて意見を徴することができる。これに対し、審査補助員は、関係法令及びその解釈の説明、事実上及び法律上の問題点の整理や問題点に関する証拠の整理、法的見地からの必要な助言、議決書の作成補助等の職務を行うものとされ、委嘱に係る事件の審査の補助のために継続的に職務に従事するものと解される。

2 審査補助員の職務（役割）

【職務の内容】

1 当該事件に係る法令及びその解釈を説明する

※ 法令には、実体法だけではなく、検察審査会法も含め、当該事件の捜査、公訴提起及び公判に関する手続法も含まれる。また、法令の解釈については、独自の見解ではなく、判例・通説が採用する一般的・客観的な解釈を説明する。

※ 審査補助員の本来の職務は、検察審査会議において（会議に出席して）行うものとされていることから、検察審査会議（小委員会も含むと解される。）以外の場において検察審査員に助言等を行ったり、通信手段や書面を介して行うことはできないと解される。

※ 審査補助員は、検察審査会議において、検察審査会長の指揮監督に服さなければならないため、検察審査会長の指示に反して助言等を行うことはできない（法第39条の2第3項）。また、審査補助員は、その職務を行うに当たっては、検察審査会が公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るため置かれたものであることを踏まえ、その自主的な判断を妨げるような言動をしてはならない（法第39条の2第5項）。「自主的な判断を妨げるような言動」とは、具体的には、例えば、審査補助員が、検察審査会が一定の結論・判断を採るべきである旨を断定的に述べることなどが考えられる。

2 当該事件の事実上及び法律上の問題点を整理し、当該問題点に関する証拠を整理する

※ 事実上の問題点というのは、当該事件の審査を行うに当たって検討が必要となる事実認定上の問題点を指し、法律上の問題点というのは、法律の解釈・適用上の問題点であり、当該問題点に関する証拠というのは、これらの問題点と関連性を有する証拠である。

3 当該事件の審査に関して法的見地から必要な助言を行う

※ 法的見地からの助言とは、法39条の2第3項1号及び2号に規定する者以外であって、当該事件の審査に必要と考えられる法的な助言で、刑事手続の概要（捜査や公判手続の流れなど）や一般原則（罪刑法定主義、無罪推定の原則）、検察審査会による資料収集（検察官の意見聴取、公務所等への照会、証人尋問など）の要否に関する意見を述べることなどが考えられる。

4 議決書の作成を補助する

※ 法の規定からも明らかなとおり（法第39条の2第4項、第41条の7第2項）議決書の作成は補助的業務と位置づけられており、いずれの場合においても、議決書自体の作成をしてもらうような取扱いは相当ではないと考えられる

【Q&A】

Q1 1つの事件について複数の審査補助員を委嘱することができるか。

A1 できない（法第39条の2第2項）。法第41条の4による場合（必要的審査補助員）も同様である。

Q2 議決書作成の補助のみのために審査補助員を委嘱することができるか。

A2 「前項の職務を行った審査補助員に…」とした法第39条の2第4項の規定から明らかなとおり、議決書作成の補助のみを内容とする委嘱はできないと解される。ただし、起訴議決をした場合の議決書の作成を補助させる場合において（法第41条の7第2項）、委嘱した審査補助員が疾病等のために職務を継続することができなくなった場合には、当該審査補助員

を解嘱し、別の弁護士に審査補助員を委嘱して、議決書作成の補助をさせることになると考えられる。

Q 3 任意的審査補助員と必要的審査補助員の職務に異なる点はあるか。

A 3 基本的に異なる点はない（議決書作成の補助を行うか否かについて、任意的審査補助員が、常に検察審査会の裁量によることとされているのに対し、必要的審査補助員は、起訴議決が行われた場合には、審査会が認定した犯罪事実を記載する必要があることなどから、必ず補助することになるといった点が異なる。）。

Q 4 どのような基準で任意的審査補助員に議決書作成の補助をさせればよいか。

A 4 検察審査会の判断事項であるが、難しい法律問題を含み、法的正確性が特に要求される事件については、補助させることを検討すべきと考えられる。

3 法第39条の2による審査補助員（任意的審査補助員）の委嘱の流れ

【参照条文】

法第39条の2 検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができる。

② 審査補助員の数は、1人とする。

③～⑤（略）

施行令第26条の2 審査補助員を委嘱したときは、検察審査会は委嘱書を作成し、これを本人に交付するものとする。

②（略）

【事務の概要】

法第2条第1項第1号による審査（第一段階の審査）において、検察審査会が、審査補助員を委嘱する旨の議決をした場合、検察審査会事務局長（以下「事務局長」という。）は、当該議決に基づき、対応する弁護士会に対して審査補助員となるべき弁護士の推薦依頼を行い、推薦された弁護士に、審査補助員を委嘱する手続を行う。※1, ※2

【事務処理手順】

① 検察審査会において、審査補助員の委嘱が必要と判断された場合には、審査会議において、「弁護士会から推薦された弁護士に審査補助員を委嘱する」旨及び「審査補助員の委嘱に関する事務手続を検察審査会事務局長に委任する」旨の議決を行う。※3, ※4

② 事務局長は検察審査会の議決に基づいて推薦依頼書【書式例1】を作成して弁護士会に送付する。※5

- ③ ②の依頼に対する弁護士会からの推薦書を受理する。
- ④ 審査補助員を委嘱する旨の委嘱書【書式例2】を作成する。※5
- ⑤ ④の委嘱書の原本を審査補助員を委嘱する弁護士に交付する。その際、受領書【書式例3】に署名、押印してもらう。
- ⑥ ④の委嘱書の写しを手元に控えておく。※6
- ⑦ 審査会議の日時を確認し、審査補助員に不起訴処分記録等の必要な資料を事前に検討してもらうための準備をする。※7, ※8, ※9

【留意事項】

- ※1 審査補助員は、「不起訴処分の当否の審査を行う」ために事件ごとに委嘱するものであり、建議勧告を行うために委嘱することはできないと解される。
- ※2 審査補助員は審査事件ごとに委嘱される。ただし、関連する審査事件が併合されている場合には、併合後の審査事件を単位として委嘱する。
- ※3 審査補助員の委嘱をすることとなった場合には、どういう点について助言等を求めるのか事務局において具体的に整理しておくのが、円滑な審査を進める上で必要である。その上で、事務局から、助言等を求める具体的事項を事前に審査補助員に伝えておくことが望ましい。
- ※4 委嘱する旨の議決は、定例会議録又は臨時会議ではなく、審査事件会議録に、「弁護士会から推薦された弁護士を本件の審査補助員（法第39条の2）に委嘱する。」と記載することになる。

※5 弁護士会に対する推薦依頼書は事務局長名、審査補助員に交付する委嘱書は検察審査会名とし、いずれも事務局長が作成する。

また、審査補助員に対しては、法44条により、審査事件の内容や進捗状況（審査期間、審査回数等）はもとより、事件係属の有無及び審査会議日等についても守秘義務の対象となることを十分に説明する必要がある。

※6 給与事務担当者からの照会に対する回答のための確認用の資料とすることが考えられる。

※7 同一日に複数の事件の審査が予定されている場合には、委嘱の対象となった審査事件を最初に審査するなど、審査補助員の負担に配慮することが必要であろう。

※8 期日の調整をした段階で、期日請書【書式例4】を提出してもらい、審査補助員に対して、出席すべき期日を通知した事実を明らかにしておく。

※9 審査補助員による摘録又は不起訴処分記録の閲覧は、原則として事務室内で行ってもらう扱いとする。ただし、そのような取扱いとすることで審査補助員に著しく負担がかかる場合や、事案の内容が高度に専門的である場合など、特段の理由がある場合には、例外的な取扱いとして、摘録又は不起訴処分記録の写しを貸与せざるを得ない場合もあると思われる。その場合には、記録写しの持出しが例外的な取扱いであること及び記録の取扱いに十分留意してもらいたいことを十分に説明した上で、受領書と引換えに審査補助員に直接手渡すこととする。

なお、貸与した摘録及び不起訴処分記録の写しは、職務終了後確実に返還

してもらおう。

【Q&A】

Q 1 審査補助員の委嘱が必要となるのはどのような事件か。

A 1 罪名や被疑事実の内容等によって

一律に決まるものではなく、審査補助員の職務が、関係法令及びその解釈の説明、事実上及び法律上の問題点の整理や問題点に関する証拠の整理、法的見地からの必要な助言等であることを念頭に、個々の事件ごとにあくまでも検察審査会が判断することになる。

Q 2 審査補助員の推薦を受ける弁護士に事案の概要を把握してもらうため、推薦依頼書に審査申立書の写しを添付してよいか。

A 2 推薦依頼書の内容については、日弁連と協議済みであり、審査申立書の写しを添付する必要はない。

Q 3 推薦依頼書及び推薦書の授受を、ファックスで行うことはできるか。

A 3 そうした運用でも差し支えないと考えられる。その場合には、弁護士会のファックス番号を事前に登録するなど、誤送信防止の措置を講じる必要がある。

Q 4 委嘱書を弁護士に直接交付しないで、弁護士事務所あてに郵送ないしファックスで送信する取扱いでもよいか。

A 4 委嘱する弁護士には委嘱書の原本を交付することとなるので、ファックスで送信することはできない。ただし、弁護士事務所への郵送は差し支えない。

Q 5 委嘱書を弁護士事務所の事務員に交付することはできるか。

A 5 交付して差し支えない。ただし、その際にも、受領書を提出させることが相当である。

4 任意的審査補助員の出席する審査会議（第一段階の審査）

【参照条文】

法第39条の2 検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができる。

② 審査補助員の数は、1人とする。

③ 審査補助員は、検察審査会議において、検察審査会長の指揮監督を受けて、法律に関する学識経験に基づき、次に掲げる職務を行う。

一 当該事件に関係する法令及びその解釈を説明すること。

二 当該事件の事実上及び法律上の問題点を整理し、並びに当該問題点に関する証拠を整理すること。

三 当該事件の審査に関して法的見地から必要な助言を行うこと。

④ 検察審査会は、前項の職務を行つた審査補助員に第40条の規定による議決書の作成を補助させることができる。

⑤ 審査補助員は、その職務を行うに当つては、検察審査会が公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るため置かれたものであることを踏まえ、その自主的な判断を妨げるような言動をしてはならない。法第40条 検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その謄本を当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査会に送付し、その議決後7日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示し、且つ、第30条の規定による申立をした者があるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

【事務の概要】

審査補助員が登庁したら、審査補助員出勤簿（以下「出勤簿」という。）に記載、押印してもらった上で審査会議に参加してもらおう。審査会議においては、その状況に合わせて適宜助言等を行ってもらい、議決が行われた場合には、議決書作成の補助をさせるか否かについて検討し、また、審査会議が次回に続行された場合には、次回の会議に審査補助員の出席が必要か否か検討して、それぞれの検討結果に従った事務処理を行う。

【事務処理手順】

- ① 審査補助員が登庁したら、出勤簿の記載と押印をしてもらう。※1
- ② 必要に応じて、当日の審査会議の進行について、審査補助員及び審査会長と打合せをする。※2
- ③ 審査会議の冒頭等の適宜な時期に審査補助員を紹介した上で審査を開始する。

<議決が行われた場合>

- ④-I 審査補助員に議決書の作成を補助させるか否か検討する。
-II 議決書作成の補助をさせる場合には、その手順や議決書に署名押印を行う審査会議への出席等について調整をする。※3
- ⑤ 起訴相当の議決が行われた場合には、第二段階の審査に備え、必要的審査補助員委嘱のための議決も併せて行う。※4

<審査が続行となった場合>

- ④-I 次回期日に審査補助員に出席してもらう必要があるか否か検討する。
-II 審査補助員の出席を必要とする場合には、審査補助員の予定も確認の上、次回の審査会議の日時を決める。

【留意事項】

- ※1 出勤簿には審査補助員に記載、押印してもらう箇所があるので、認印又は職印を持参してもらうよう事前に伝えておく。また、登庁時間を調整するに当たっては、事務的な処理に要する時間も考慮する。
- ※2 事前の打合せは、必要に応じて、当該審査会議期日より前に、審査補助員との間で行っておくことも考えられる。ただし、その場合、審査会議当日

以外の日については手当支給の対象とならないことについては、事前に、審査補助員に説明する必要がある。

※3 議決書作成の補助については、審査補助員の本来的な職務が審査会議における助言等であることや、特に法的正確性が要求されるケースにおいて行わせることがきるという法の趣旨に照らせば、実際に補助が必要となるケースはそれほど多くないと思われる。

※4 起訴相当の議決がなされた場合、第二段階の審査における必要的審査補助員の委嘱に備え、その議決を行った定例（臨時）会議において、「当該議決に対して不起訴処分がなされた場合又は一定期間内に処分に関する通知がない場合には審査補助員を委嘱する」旨及び「委嘱に関して弁護士会への推薦手続を行うことを事務局長に委任する」旨の議決をしておくのが便宜であると考えられる。

【Q&A】

Q1 議決書の作成を補助させる場合、当該審査会議の期日とは別の日に検審事務局に出頭してもらうことはできないのか。

A1 審査補助員の本来の業務は、審査会議における助言等であって、議決書作成はあくまでも補助としていること、また、法第39条の2第4項の規定が「前項の職務を行った審査補助員に…」となっていることから、審査会議に出席した審査補助員がその会議において、あるいは、審査終了後会議が終了するまでの間に議決書の作成に関して職務を行うことを想定していると考えられる。したがって、当該審査会議以外の日に登庁して議決書作成の補助をしてもらうことは事務処理上は可能ではあるが、手当支給の対象とはなら

ないと解される。

Q 2 審査会議当日，審査補助員が登庁できない場合，当該事件の審査をすることはできないのか。

A 2 十分日程調整を行い，登庁できる日に審査を行うのが原則である。ただ，審査補助員の職務は，法第39条の2に規定されているとおり，あくまでも，法律に関する学識経験に基づき，法令及びその解釈の説明，法律上の問題点の整理，審査に関する助言等を行うことであるから，これらを必要とする部分を次回審査会議において行うこととし，これらを必要としない部分について審査員のみで進行する運用は可能であると解される。

5 法第41条の2による審査（第二段階の審査）と同条の4による審査補助員（必要的審査補助員）の委嘱の流れ

【参照条文】

法第41条の2 第39条の5第1項第1号の議決をした検察審査会は、検察官から前条第3項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、次項の規定による審査が行われたときは、この限りでない。

② 第39条の5第1項第1号の議決をした検察審査会は、第40条の規定により当該議決に係る議決書の謄本を送付した日から3月（検察官が当該検察審査会に対し、3月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間）以内に前条第3項の規定による通知がなかつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同一の処分があつたものとみなして、当該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、審査の結果議決をする前に、検察官から同項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の当否の審査を行わなければならない。

法第41条の4 検察審査会は、第41条の2の規定による審査を行うに当たっては、審査補助員を委嘱し、法律に関する専門的な知見も踏まえつつ、その審査を行わなければならない。

法第41条の5 検察審査会は、第41条第1項の公訴を提起しない処分については、第41条の2の規定による場合に関し、その当否の審査を行うことができる。

施行令第26条の2 審査補助員を委嘱したときは、検察審査会は委嘱書を作成し、これを本人に交付するものとする。

②（略）

【事務の概要】

第一段階の起訴相当の議決に対して、①検察官から改めて不起訴処分をした旨の通知を受けたとき、又は、②起訴相当の議決書謄本の送付の日から所定の期間内に、検察官から再処分の通知がなかつたときに検察審査会は第二段階の審査を行う。この場合には、必ず、審査補助員を委嘱して審査を行い、起訴議決をした

場合には必ず議決書作成の補助をさせることとなる。

【事務処理手順】

- ① 事件簿に必要事項を記載して立件する。※1
- ② 事務局長は、検察審査会の議決に基づいて推薦依頼書を作成し、対応する弁護士会へ送付する。
- ③ 検察庁から不起訴処分記録を取り寄せる。
- ④ ②の推薦依頼に対する弁護士会からの推薦書を受理する。
- ⑤ 審査補助員を委嘱する旨の委嘱書を作成する。
- ⑥ ⑤の委嘱書の原本を審査補助員を委嘱する弁護士に交付する。その際、受領書に署名、押印してもらう。
- ⑦ ⑤の委嘱書の写しを手元に控えておく。※2
- ⑧ 次回の審査会議の日時を確認し、審査補助員に不起訴処分記録等の必要な資料を事前に閲覧してもらうための準備をする。

【留意事項】

※1 第二段階の審査を開始するに当たっては、改めて申立てをしてもらったり、職権で取り上げる旨の議決をする必要はない。また、職権事件の審査を開始する際のように、会議録に審査開始の端緒及びその議決があったこと並びに当該事件の要旨を記載する必要はない。

[立件日について]

- 法第41条の2第1項の場合

検察官から、起訴相当の議決に係る事件について、再度不起訴処分をした旨の通知を受けた日

○ 法第41条の2第2項の場合

起訴相当の議決書の謄本の送付をした日から3か月が経過した日

※2 給与事務担当者から審査補助員を委嘱した事実を確認された場合の資料とすることが考えられる。

【Q&A】

Q1 第一段階と第二段階の審査補助員は同一弁護士でもよいのか、別の弁護士にする必要があるのか。

A1 多角的な検討を行うという観点からすれば、第一段階での審査補助員と別の弁護士に委嘱することが望ましいともいえるが、法律上、特に制限があるわけではない。いずれにしても、運用としては、弁護士会の推薦に応じて委嘱することになる。

Q2 法第41条の2第2項により審査を行う場合の「3か月が経過した日」は、どのように計算するのか。

A2 起訴相当の議決書の謄本を検事正にあてて発送した日の翌日から起算して暦に従って3か月目（この日が裁判所の休日に当たる場合は翌日）の翌日となるものと解される。

6 必要の審査補助員の出席する審査会議（第二段階の審査）

【参照条文】

法第39条の5 検察審査会は、検察官の公訴を提起しない処分に関し、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める議決をするものとする。

- 一 起訴を相当と認めるとき 起訴を相当とする議決
- 二、三（略）

②（略）

法第40条 検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その謄本を当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査会に送付し、その議決後7日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示し、且つ、第30条の規定による申立をした者があるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

法第41条 検察審査会が第39条の5第1項第1号の議決をした場合において、前条の議決書の謄本の送付があつたときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、公訴を提起すべきか否かを検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又は、これを提起しない処分をしなければならない。

②、③（略）

法第41条の2 第39条の5第1項第1号の議決をした検察審査会は、検察官から前条第3項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、次項の規定による審査が行われたときは、この限りでない。

② 第39条の5第1項第1号の議決をした検察審査会は、第40条の規定により当該議決に係る議決書の謄本を送付した日から3月（検察官が当該検察審査会に対し、3月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間）以内に前条第3項の規定による通知がなかつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同一の処分があつたものとみなして、当該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、審査の結果議決をする前に、検察官から同項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の当否の審査を行わなければならない。

法第41条の4 検察審査会は、第41条の2の規定による審査を行うに当たっては、審査補助員を委嘱し、法律に関する専門的な知見も踏まえつつ、その審査を行わなければならない。

法第41条の5 検察審査会は、第41条第1項の公訴を提起しない処分については、第41条の2の規定による場合に限り、その当否の審査を行うことができる。

法第41条の6 検察審査会は、第41条の2の規定による審査を行つた場合において、起訴を相当と認めるときは、第39条の5第1項第1号の規定にかかわらず、起訴をすべき旨の議決（以下「起訴議決」という。）をするものとする。起訴議決をするには、第27条の規定にかかわらず、検察審査員8人以上の多数によらなければならない。

② 検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない。

③ 検察審査会は、第41条の2の規定による審査を行つた場合において、公訴を提起しない処分の当否について起訴議決をするに至らなかつたときは、第39条の5第1項の規定にかかわらず、その旨の議決をしなければならない。

法第41条の7 検察審査会は、起訴議決をしたときは、議決書に、その認定した犯罪事実を記載しなければならない。この場合において、検察審査会は、できる限り日時、場所及び方法をもつて犯罪を構成する事実を特定しなければならない。

② 検察審査会は、審査補助員に前項の議決書の作成を補助させなければならない。

③ 検察審査会は、第1項の議決書を作成したときは、第40条に規定する措置をとるほか、その議決書の謄本を当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に送付しなければならない。ただし、相当と認めるときは、起訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住所、居所若しくは現在地を管轄するその他の地方裁判所に送付することができる。

【事務の概要】

第二段階の審査においては、必ず審査補助員を委嘱し、法律的な知見をも踏まえつつ審査を行い、起訴するのが相当であると判断した場合には「起訴議決」を、それ以外の場合には「起訴議決に至らなかつた旨の議決」を行うことになる。また、議決があつた場合には、当該議決書の謄本を関係者に送付し、議決の要旨を掲示するなど、通常の審査と同様の手続を行うほか、「起訴議決」の場合には、これに加え、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所にも議決書の謄本を送付する。

なお、起訴議決がなされた場合には、検察審査会は、議決書の作成について必ず審査補助員に補助させる必要がある。

【事務処理手順】

- ① 審査補助員が登庁したら、出勤簿の記載と押印をしてもらう。
- ② 必要に応じて、当該事件の会議の進行について、審査補助員及び検察審査会長と打合せをする。
- ③ 当該審査会議の冒頭において、第二段階の審査であること及び議決の種別及び審査補助員の職務等について説明する。※1
- ④ 起訴議決を行う場合には、検察官に対し、審査会議において意見を述べる機会を与える必要があるので、当該議決がされる可能性がある場合には、当該不起訴処分をした検察官の所属する検察庁に連絡を取り、意見を述べる会議の日程調整を行う。※2

<議決が行われた場合>

- ⑤ 議決書を作成する。※3
- ⑥-Ⅰ 議決が行われた場合には、その種別を問わず、検事正、検察官適格審査会に議決書謄本を送付し、議決の要旨を掲示場に掲示し、事件が申立事件であった場合には、申立人に対して議決の要旨を通知する。
- Ⅱ 起訴議決が行われた場合には、上記のほか、当該検察審査会を管轄する地方裁判所に当該議決書の謄本を送付する。※4

<審査が続行となった場合>

- ⑤ 審査補助員の都合も確認の上、次回の審査会議の日時を決定する。

【留意事項】

- ※1 ③の説明は、検察審査会事務局において行うのが相当と考えられる。第二段階の審査における議決の種類は、「起訴議決」及び「起訴議決をするに至らなかった旨の議決」のいずれかになるが、当該審査申立をした者が検察審査会に対して、検察官が公訴を提起しないことに不服がない旨の申告をしたときは、検察審査会は審査を継続させることも審査を終了させることができる（法第41条の3）。審査を終了する場合には、「審査打切り」の議決をすることになる。
- ※2 起訴議決をする場合に意見を聞く検察官は、第二段階の審査の対象である不起訴処分をした検察官とするのが相当であるが、当該検察官が当該不起訴処分時の検察庁に所属していない場合は、当該検察庁の別の検察官に意見を述べる機会を与えれば足りる。
- ※3 「起訴議決」が行われた場合には必ず、「起訴議決に至らなかった旨の議決」が行われた場合には、当該検察審査会が議決書の作成を補助させる必要があると判断した場合に、それぞれ、審査補助員に議決書の作成を補助させる。また、起訴議決の議決書には、検察審査会の認定した犯罪事実を、できる限り、日時、場所及び方法をもって犯罪を構成する事実を特定して記載しなければならない。
- ※4 第二段階の審査の結果、起訴議決がなされた場合には、検事正及び検察官適格審査会のほか、検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に議決書の謄本を送付する。この地方裁判所は、「国法上の裁判所」と解されているから、支部所在地にある検察審査会において起訴議決が行われた場合は、その謄本を本庁、支部どちらに送付しても差し支えないと考えられる。ただし、法第41条の9による指定弁護士の指定に関する事務について、当該裁判所にお

いて事務分配が定められている場合には、当該事務を処理する本庁又は支部あてに送付することとなろう（送付先となる地方裁判所に確認しておく）。いずれに送付する場合でも送付書の宛名は〇〇地方裁判所長とするのが相当である。

7 審査補助員の解嘱

【参照条文】

法第39条の3 検察審査会は、委嘱の必要がなくなつたと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適当でないと認めるときは、これを解嘱することができる

施行令第26条の2（略）

② 審査補助員を解嘱したときは、検察審査会は解嘱書を作成し、これを本人に交付するものとする。

【事務の概要】

検察審査会において、法第39条の3に規定する事由があると判断した場合には、当該審査補助員の解嘱手続を行う。※1、※2

【事務処理手順】

- ① 審査補助員を解嘱する場合は、「審査補助員を解嘱する」旨の議決を行う。
- ② 審査補助員を解嘱する旨の解嘱書【書式例5】を作成する。※3
- ③ ②の解嘱書の原本を審査補助員を解嘱する弁護士に交付する。その際、受領書に署名、押印をもらう。
- ④ ②の解嘱書の写しを手元に控えておく。※4
- ⑤ 審査補助員に事件関係の資料の写し等を貸与している場合には、確実に返還してもらう。

【留意事項】

※1 審査補助員を解嘱するのは、「委嘱の必要がなくなつたと認めるとき」（法

第39条の3前段)又は「審査補助員に引き続きその職務を行わせることが
適当でないと認めるとき」(同条後段)であり、後段の規定は必要的審査補
助員についても適用される。第二段階の審査において委嘱された審査補助員
に同条後段の理由が認められた場合は、新しい審査補助員を委嘱するための
手続を速やかに行い、新しい審査補助員が委嘱されてから当該事件の審査会
議を行うこととなる。

※2 審査補助員は事件ごとに委嘱されることから、検察審査会が当該事件につ
いて終局的議決をしたとき(議決書作成の補助事務があるときは、その事務
が終了した後)にその任務は当然に終了するので、解嘱の手続は必要ない。

※3 解嘱書は、事務局長が検察審査会名義で作成する。

※4 給与事務担当から審査補助員を解嘱した事実を確認された場合の資料とし
て写しを控えておくことが考えられる。

【Q&A】

Q1 法第39条の3前段により任意的審査補助員を一度解嘱した後、同一審査
事件について、同じ弁護士に再度審査補助員を委嘱したり、別の弁護士に審
査補助員を委嘱することはできるか。

A1 新たな事実や証拠が明らかになるなど、審査の経過に鑑み、委嘱の必要が
再度生じたときには、改めて審査補助員を委嘱することができると解され
る。ただし、法第39条の3後段により解嘱された場合には、別の弁護士に
委嘱することとなる。

8 会議録の作成

【参照条文】

法第28条 検察審査会議の議事については、会議録を作らなければならない。

② 会議録は、検察審査会事務官が、これを作る。

施行令第27条 法第2条第1項第1号に規定する事項に関する会議録は、事件ごとに作らなければならない。

② 前項の会議録には、次に掲げる事項及び会議の経過を記載し、検察審査会長が検察審査会事務官とともに署名押印しなければならない。

一 会議をした検察審査会及び年月日

二 検察審査会長又は臨時にその職務を行うもの、検察審査員、臨時に検察審査員の職務を行う者、会議を傍聴した補充員、審査補助員及び検察審査会事務官の職名及び氏名

三 審査申立人及び被疑者の氏名並びに不起訴処分をした検察官の氏名及び官職。ただし、被疑者の氏名又は検察官の官職が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項又は検察官の所属検察庁の名称

四 検察官の意見並びに審査申立人、証人及び専門的助言を徴された者の供述又はその要旨

五 議決をしたこと及び議決の要旨

六 検察審査会長が特に記載を命じた事項

【事務の概要】

会議録の「会議の内容等」欄に、会議に出席した審査補助員の職名及び氏名を記載する。審査補助員の助言等の内容については、議決書への記載は基本的に不要である（施行令第27条第2項第4号参照）が、特に重要な事項（例えば、時効完成時期に関する説明など）については、同項第6号に基づき、適宜記載しておくことも考えられる。

9 議決書の作成

【参照条文】

法第39条の2（略）

②、③（略）

④ 検察審査会は、前項の職務を行つた審査補助員に第40条の規定による議決書の作成を補助させることができる。

⑤ （略）法第40条 検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その謄本を当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査会に送付し、その議決後7日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示し、且つ、第30条の規定による申立をした者があるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

法第41条の7（略）

② 検察審査会は、審査補助員に前項の議決書の作成を補助させなければならない。

③ （略）施行令第28条 法第40条に規定する議決書には、次に掲げる事項を記載し、検察審査会長及び検察審査員がこれに署名押印しなければならない。ただし、被疑者の年令、職業及び住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

一 申立人の氏名、年令、職業及び住居

二 被疑者の氏名、年令、職業及び住居。ただし、氏名が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項

三 不起訴処分をした検察官の氏名及び官職

四 議決書の作成を補助した審査補助員の氏名

五 議決の趣旨及び理由

【事務の概要】

議決が行われた場合には、法第40条及び施行令第28条により当該議決内容を記載した議決書を作成する。その際、審査補助員に議決書の作成を補助させた場合には、当該審査補助員の氏名を議決書に記載する。

【事務処理手順】

＜審査補助員に議決書作成の補助をさせた場合＞

- ① 当該議決書にその職名及び氏名を記載する。
- ② 第二段階の審査において起訴議決をした場合には、検察審査会の認定した犯罪事実を記載する。※1

【留意事項】

- ※1 犯罪事実を記載する場合には、できる限り日時、場所及び方法をもって犯罪を構成する事実を特定しなければならない。

【Q&A】

Q1 審査補助員に作成を補助させた場合、議決にどのように記載するか。また、起訴議決や起訴議決に至らなかった旨の議決の場合、どのような記載をすればよいのか。

A1 議決書記載例を参照されたい。

10 審査補助員の手当，旅費日当等の支給

【参照条文】

法第39条の4 審査補助員には，別に法律で定めるところにより手当を支給し，並びに政令で定めるところにより，旅費，日当及び宿泊料を支給する。

【事務の概要】

審査会議に出席した審査補助員に対する手当及び旅費の支給に必要な書類を作成し，手当に関する書類は給与事務担当者に，旅費に関する書類は会計事務担当者に，それぞれ送付して支給を依頼する。

手当は，当該出席月分を一括して，翌月の支給定日に，旅費は，各庁の取扱いに応じて，審査補助員の指定口座に振り込まれる。※1

【事務処理手順】

- ① 初回到登庁した（又は委嘱書を交付する）際に，審査補助員に手当及び登庁旅費の振込先となる指定口座の届出をしてもらう。
- ② 審査会議の日において，審査補助員が登庁したら，出勤簿及び旅費の請求書の記載と押印をしてもらう。※2，※3
- ③ ②の出勤簿に基づいて勤務時間報告書を作成する。
- ④ 上記③で作成した，勤務時間報告書及び②で記載してもらった旅費の請求書をそれぞれの事務担当者に送付する。※4

【留意事項】

※1 審査補助員は，非常勤の裁判所職員であることから，臨時措置法第3号に

より準用される給与法第22条により手当が、また、審査会議に出席するために検察審査会に出頭した場合には、日当政令により旅費が、それぞれ支給される。

※2 審査補助員に支給する手当は、審査会議における執務時間が基準となる。したがって、事務局長は、勤務時間管理員を指定した上で、審査補助員の勤務状況を出勤簿等で適正に管理する。

※3 出勤簿は、審査補助員ごとに作成する。

※4 勤務時間報告書及び旅費の請求書の各担当者への送付時期及び方法等については、検察審査会事務局と各担当部署との間で取り決めをしておく。

【Q&A】

Q1 審査補助員に支給する手当の算定に当たり、審査会議までの待機時間や、会議日以外の日には資料の検討等を行った分も含めるのか。

A1 手当支給の対象となるのは、審査会議において審査補助員としての活動を行った場合であることから、審査会議までの待機時間や、審査会議以外における資料の検討等の活動時間は、いずれも、算定に当たって考慮することはできない。

Q2 審査補助員が審査会議に出頭した場合、日当は支給されるのか。

A2 審査補助員に対して日当が支払われるのは、出頭又は取調べのためにもつぱら旅行に要した日がある場合の当該旅行日に限られる（日当政令第3条第2項）。したがって、通常は日当支給の要否が問題となることはない。

なお、日当が支給される場合として、例えば、審査会議に出頭するため、その前日に移動を行わなければならないような場合の移動日などが考えられる。

【書式例1】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇弁護士会 御中

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○ (職印)

推 薦 依 頼 書

下記の事件の審査を行うに当たり、検察審査会法の規定による審査補助員を委嘱することになりましたので、貴会所属の弁護士を〇月〇日までに当事務局に推薦してください。

記

- 1 申立人氏名
- 2 申立人代理人（弁護士）の有無及び氏名
- 3 被疑者氏名
- 4 被疑者弁護人の有無及び氏名（弁護人であった者を含む。）
- 5 被疑罪名
- 6 被疑事実の要旨
- 7 次回審査会議日時
- 8 第一段階の審査又は第二段階の審査の別（なお、第二段階の審査である場合、第一段階の審査において委嘱された審査補助員がいるときは、その者の氏名）
- 9 その他参考事項

【書式例2】

平成〇〇年〇〇検察審査会（〇〇）第〇〇号

委 嘱 書

弁 護 士 〇 〇 〇 〇 殿

検察審査会法【第39条の2第1項, 第41条の4（※いずれかの条文を記載する。）】

により, 審査補助員に委嘱する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 検 察 審 査 会 (庁 印)

【書式例3】

受 領 書

〇〇検察審査会事務局 御中

平成〇〇年（ ）〇〇号 事件について、下記の書類を受領
しました。

なお、審査関係資料の写しの貸与を受けた場合には、その取扱いに留意し、職務
終了後すみやかに返還します。

記

- 1 委嘱書
- 2 審査関係資料写し
- 3

※ 該当する書類の番号を○で囲む。

※ 1, 2以外の場合は, 3に具体的な書類名を記載して番号を○で囲む。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

審査補助員（弁護士） ○ ○ ○ ○ （職印）

【書式例4】

審査会議期日請書

〇〇検察審査会 御中

平成〇〇年（ ）〇〇号 事件の審査会議期日について、下記のとおり通知を受けましたので、出席します。

記

平成〇〇年〇〇月〇〇日（ ） 午前 〇〇時〇〇分
午後

平成〇〇年〇〇月〇〇日

審査補助員（弁護士） ○ ○ ○ ○ （職印）

【書式例5】

平成〇〇年〇〇検察審査会（〇〇）第〇〇号

解 嘱 書

弁 護 士 〇 〇 〇 〇 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで委嘱した審査補助員を解嘱する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 検 察 審 査 会 (庁 印)

記載要領等

1 審査事件会議録（別紙様式第1，別紙様式第2）

審査事件会議録は，別紙様式第1及び別紙様式第2を用いて作成する。

(1) 別紙様式第1

ア 事件を併合して審査する場合は，「事件番号」欄には，併合して審査する全ての審査事件（建議勧告事件を除く。）の事件番号を記載する。

イ 「事件名」欄，「申立人」欄，「被疑者」欄及び「提出資料」欄に所要事項の全部を記載できない場合は，「別紙のとおり」と記載し，適宜の用紙を別紙として利用し，所要事項を記載する。

ウ 「提出資料」欄には，提出された資料のうち，領置したものを記載し，提出，返還等資料の処置を明らかにする。資料のうち返還を要しないものがある場合は，その旨を「備考」欄に記載する。

エ 「議決書謄本送付年月日等」欄の「裁判所」欄には，檢察審査会法第41条の7第3項により地方裁判所に議決書謄本を送付した年月日を記載する。

(2) 別紙様式第2

ア 別紙様式第2は，会議期日ごとに作成する。

イ 「事件番号」欄には，併合して審査する全ての審査事件の事件番号を記載する

ウ 檢察審査員及び補充員の出欠等記載欄については，次のとおりとする。

(ア) 「氏名」欄には，任期中の檢察審査員及び補充員並びにこれらの者と同じの群に属した檢察審査員又は補充員で辞退等が承認され任期を終了した者の氏名を記載する。

(イ) 補充員が追加選定されている場合は，「資格」欄が空欄となっている箇所に「補充員」と記載し，「氏名」欄，「出欠」欄及び「備考」欄に必要事項を記載する。

(ウ) 「出欠」欄には，出席の場合は「出」又は「○」，欠席の場合は「欠」

又は「×」等とその出欠が分かるよう記載する。なお、当該期日より前の期日に辞退が認められた場合又は死亡により当該期日への出席が見込まれない場合は、「出欠」欄に斜線を引く。

(エ) 当該会議期日より前の期日において補充員のうちから補欠の検察審査員が選定された場合は、「備考」欄に「補」と、会議期日において選定された場合は「補新」と記載する。

(オ) 補充員のうちから臨時に検察審査員の職務を行う者が選定された場合は、「備考」欄に「臨」と記載する。

(カ) 検察審査員又は補充員の中に、除斥者、失格者、死亡者、辞退者、遅刻者、早退者、臨時の検察審査員の職務を行う者の職を解任された者、補欠の検察審査員を解任された者等があった場合は、その旨「備考」欄に記載する。

なお、その記載をするにあたっては、適宜略語を利用することも差し支えない。

(キ) 検察審査員が欠けた場合又は職務の執行を停止された場合は、その検察審査員の備考欄に、選定された補欠の検察審査員の氏名をカッコ書きで記載する。

エ 「会議の内容等」欄には、以下の事項を記載するほか、会議の経過を簡潔に記載する。

(ア) 職権審査事件にあつては、審査開始の端緒及びその議決があつたこと並びに当該事件の要旨

(イ) 除斥された者がある場合は、その議決の内容

(ウ) 証人呼出、検察官に対する資料の提出要求、公務所照会、実地見分、所在尋問、審査補助員の委嘱等の審査手続等について議決したこと。

(エ) 証人尋問、検察官の意見の陳述等審査手続に関する議決を施行したこと。施行しなかつたときはその旨及び理由。

- (オ) 所在尋問，実地見分をした場合は，その内容を審査会議において報告したこと。
- (カ) 審査会議において資料の提出があった場合は，その標目及び提出者の氏名。
- (キ) 提出資料，公務所照会に対する回答等の書類及び物の取調べをしたこと（文書については，その内容の要旨も記載する。）。
- (ク) 検察審査会長が会議期日又は所在尋問若しくは実地見分の期日を指定したこと。
- (ケ) 審査事件の終結に関する各検察審査員の意見並びに審査事件を終結させる議決があったこと及びその議決内容
- (コ) 事件を併合して審査する議決があったこと及びその議決内容
- (カ) 審査補助員の職名及び氏名
- (シ) その他検察審査会長が必要と認めて記載を命じた事項

2 供述調書（別紙様式第3）

- (1) 供述調書には，検察官，専門的助言者，審査申立人及び証人（以下「供述人」という。）の供述の要旨を記載する。
- (2) 期日ごとに作成し，供述人の供述の要旨の記載の末尾に検察審査会事務官及び検察審査会長がそれぞれ署名押印する。
- (3) 供述人が複数いる場合は，各供述人の供述要旨は，供述調書中に連続して記載することとし，所在尋問の場合も同様とする。

3 実地見分調書（別紙様式第4）

- (1) 期日ごとかつ場所ごとに作成し，実地見分の結果の記載の末尾に検察審査会事務官及び検察審査会長がそれぞれ署名押印する。
- (2) 実地見分に立ち会った者の氏名については，「実地見分の結果」欄の冒頭にその旨記載する。

4 建議勧告事件会議録（別紙様式第5，別紙様式第2）

建議勸告事件会議録は、別紙様式第5及び別紙様式第2を用いて作成する。

(1) 別紙様式第5

ア 「建議勸告の端緒」欄、「建議勸告の趣旨」欄、「建議勸告後の経過」欄及び「提出資料」欄に所要事項の全部を記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙を別紙として利用し、所要事項を記載する。

イ 「提出資料」欄の記載要領は、1(1)ウのとおり。

(2) 別紙様式第2の記載要領は、1(2)のとおり。

5 会長互選会議録，定例会議録，臨時会議録（別紙様式第6）

(1) 別紙様式第6は、会議期日ごとに作成する。

(2) 標題部の該当する会議の種類の□にレを付す（□を■とすることも可。以下同様。）。例えば、同一期日に会長互選会議及び臨時会議を開催した場合は、会長互選会議録及び臨時会議録の□にレを付す。ただし、同一期日に会長互選会議及び定例会議を開催することはできないことから、会長互選会議録及び定例会議録の□にレを付すことはできない。

(3) 会議期日において、補欠の検察審査員又は臨時に検察審査員の職務を行う者の選定を行った場合は、標題部の「補欠の検察審査員，臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録」の□にレを付し、立会検察審査会事務官は、「選定録」欄に認印する。

(4) 「事件番号」欄には、定例会議又は臨時会議期日において審査を行った全ての事件の事件番号を記載する。

(5) 検察審査員及び補充員の出欠等記載欄の記載要領は、1(2)ウのとおり。

(6) 「会議の内容等」欄には、会長互選の議事を記載するほか、検察審査会長が必要と認めて記載を命じた事項を記載する。

(7) 会議期日において、検察審査員候補者について、検察審査会法12条の3各号に掲げる事由に該当するかどうかについての判断を行ったときは、「会議の内容等」にその対象となった検察審査員候補者の番号，氏名，住所及び生年月

日並びに判断に係る事由及び判断の結果を記載する。この場合において、これらの事項を別紙に記載することも差し支えない。

6 検察審査員及び補充員選定録（別紙様式第7）

立会人官職氏名欄の署名押印を確認のうえ、選定された検察審査員及び補充員の所属する検察審査会事務局長が作成名義欄に署名押印する。

7 保存簿（別紙様式第8）

検察審査会事務局長が必要と認めて、保存簿に記載された会議録又は議決書原本つづりを保存期間を超えて保存する場合には、「備考」欄にその旨を記載する。

8 その他

- (1) 雑つづり群には、例えば、審査申立書、不起訴記録送付方照会写し、同送付書、公務所に対する照会書写し、同回答書、送達報告書、資料提出書、資料調書等の書類をつづる。
- (2) 同一期日の会議録、供述調書又は実地見分調書が複数枚にわたる場合は、書式ごとに毎葉に契印又は丁数を付して散逸を防止することが相当である。
- (3) 会議録、供述調書又は実地見分調書を作成するに当たり、文字を加入し、削除し、又は欄外に記入した場合は、これに認印をする。ただし、その字数を記載することを要しない。

(別紙様式第1)

審 査 事 件 会 議 録

東京第七検察審査会

| 事件番号 | 平成 27 年 (起相) 第 1 号 | | | | | |
|-----------------------|-------------------------|-----|-------|-------------|---------|------|
| 事件名 | 傷害 | | | | | |
| 申立人 | 春田 夏夫 | | | | | |
| 被疑者 | 秋内 千三 | | | | | |
| 検察官 | 東京地方 検察庁 支部 検事 伊井 数馬 | | | | | |
| 提 出 資 料 | | | | | | |
| 番号 | 資 料 名 | 数 量 | 提 出 者 | 提出年月日 | 返還年月日 | 備 考 |
| 1 | 不起訴処分記録 | 1 | 東京地検 | 27.6.9 | 27.8.13 | |
| 2 | 陳述書 | 2 | 申立人 | 27.6.9 | | 返還不要 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議 決 書 謄 本 送 付 年 月 日 等 | | | | | | |
| 議 決 日 | 平成27年 8月12日 | | 検 事 正 | 平成27年 8月13日 | | |
| 検 察 官 適 格 審 査 会 | 平成27年 8月13日 | | 申 立 人 | 平成27年 8月13日 | | |
| 掲 示 | 平成27年 8月13日 | | 裁 判 所 | 平成27年 8月13日 | | |
| 備 考 | | | | | | |

(別紙様式第2)

| 会議年月日 | | | 平成 27 年 8 月 12 日 | | | | 回数 | 3 |
|-------|-------|----|------------------|-----|-------|----|------|---|
| 事件番号 | | | 平成 27 年(起相)第 1 号 | | | | | |
| 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 | |
| 審査員 | 輪西 鉄造 | ○ | | 補充員 | 師走 繁 | × | | |
| 審査員 | 春野菜穂子 | × | | 補充員 | 桜井 弥生 | ○ | 臨 | |
| 審査員 | 天川 満 | ○ | 遅 | 補充員 | 書上 隆 | × | 補新辞 | |
| 審査員 | 北山 冬二 | × | 辞(秋野 稔) | 補充員 | 時田 金成 | ○ | 臨 | |
| 審査員 | 奥野 道子 | ○ | | 補充員 | 富士 喬 | × | | |
| 審査員 | 夏山 登 | △ | 亡(大川 広) | 補充員 | 秋野 稔 | × | 補新 | |
| 審査員 | 木有 緑 | ○ | | 補充員 | 大川 広 | ○ | 補 | |
| 審査員 | 南郷 二郎 | ○ | | 補充員 | 山中 森三 | × | 臨解 | |
| 審査員 | 青葉 茂 | ○ | | 補充員 | 大平 洋子 | × | 臨解 | |
| 審査員 | 多摩 清 | ○ | | 補充員 | 宇治 香 | △ | 辞 | |
| 審査員 | 如月 寒太 | ○ | | 補充員 | 松野 音平 | △ | 辞 | |
| | | | | 補充員 | 野原 太郎 | ○ | 傍聴せず | |

会議の内容等

審査補助員 高山雄大 立会

- 1 本件の審査を終結すべきか否かを諮ったところ、全員一致で終局することに決した。
- 2 会長は本件につき起訴すべきか否かの当否につき無記名投票を持って裁決したところ、起訴すべき8票、起訴すべきに至らず3票となったため、本件は起訴すべきと議決された。
- 3 議決書原案を朗読して、その修正箇所を問うたところ、異議なく原案のとおり議決し、各審査員は署名押印した。

即日

検察審査会事務官 寺田博彦 ㊟

検察審査会長 青葉茂 ㊟

(別紙様式第1)

審査事件会議録

東京第七検察審査会

| | | | | | | |
|-------------|-----------------------|----|----------|-------------|---------|----|
| 事件番号 | 平成 27 年 (申立) 第 11 号 | | | | | |
| 事件名 | 過失運転致死, 道路交通法違反 | | | | | |
| 申立人 | 岩田 敬雄, 岩田 桜子 | | | | | |
| 被疑者 | 宗山 七郎 | | | | | |
| 検察官 | 東京地方 | | 検察庁 | | 支部 | |
| | | | 検事 伊井 数馬 | | | |
| 提出資料 | | | | | | |
| 番号 | 資料名 | 数量 | 提出者 | 提出年月日 | 返還年月日 | 備考 |
| 1 | 不起訴処分記録 | 1 | 東京地検 | 27.3.3 | 27.6.17 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議決書謄本送付年月日等 | | | | | | |
| 議決日 | 平成27年 6月17日 | | 検事正 | 平成27年 6月17日 | | |
| 検察官適格審査会 | 平成27年 6月17日 | | 申立人 | 平成27年 6月17日 | | |
| 掲示 | 平成27年 6月17日 | | 裁判所 | 平成 年 月 日 | | |
| 備考 | | | | | | |

(別紙様式第2)

| 会 議 年 月 日 | | | 平成 27 年 4 月 15 日 | | | | 回 数 | 1 |
|-----------|-------|-----|------------------------|-----|-------|-----|-----|---|
| 事 件 番 号 | | | 平成 27 年 (申 立) 第 11 号 | | | | | |
| 資 格 | 氏 名 | 出 欠 | 備 考 | 資 格 | 氏 名 | 出 欠 | 備 考 | |
| 審査員 | 秋川 涉 | ○ | | 補充員 | 音羽 美子 | × | | |
| 審査員 | 板東 太郎 | ○ | | 補充員 | 大江 景一 | ○ | | |
| 審査員 | 冬村 兼三 | ○ | | 補充員 | 野中 一道 | × | | |
| 審査員 | 鶴田 寿 | ○ | | 補充員 | 泉 湧三 | ○ | | |
| 審査員 | 大井 節子 | ○ | | 補充員 | 五月 乙女 | × | | |
| 審査員 | 和光 正人 | ○ | | 補充員 | 林田 敏秋 | × | | |
| 審査員 | 森山 進一 | ○ | | 補充員 | 水橋 忠夫 | × | | |
| 審査員 | 梅田 洋子 | ○ | | 補充員 | 黒宮 貴子 | ○ | | |
| 審査員 | 白海 水子 | ○ | | 補充員 | 伊東 美沙 | ○ | | |
| 審査員 | 吉山 誠 | ○ | | 補充員 | 大倉 勝雄 | × | | |
| 審査員 | 山本 真実 | ○ | | 補充員 | 渡辺 小雪 | × | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

会 議 の 内 容 等

1 被疑者の過失の有無の判断のため、平成27年4月24日午前10時から〇〇県〇〇市伊勢町所
在山田時計店前道路及びその付近を実地見分する。実地見分には、検察審査員全員が立ち会う。

2 次回会議を平成27年5月13日午前10時に招集

即 日

検察審査会事務官 寺 田 博 彦 ㊟

検 察 審 査 会 長 山 本 真 実 ㊟

(別紙様式第2)

| 会 議 年 月 日 | | | 平成 27 年 5 月 13 日 | | | | 回 数 | 2 |
|-----------|-------|----|-------------------|-----|-------|----|-----|---|
| 事 件 番 号 | | | 平成 27 年(申立)第 11 号 | | | | | |
| 資 格 | 氏 名 | 出欠 | 備 考 | 資 格 | 氏 名 | 出欠 | 備 考 | |
| 審査員 | 秋川 涉 | ○ | | 補充員 | 音羽 美子 | × | | |
| 審査員 | 板東 太郎 | × | | 補充員 | 大江 景一 | × | | |
| 審査員 | 冬村 兼三 | ○ | | 補充員 | 野中 一道 | ○ | 臨 | |
| 審査員 | 鶴田 寿 | × | | 補充員 | 泉 湧三 | × | | |
| 審査員 | 大井 節子 | ○ | | 補充員 | 五月 乙女 | × | | |
| 審査員 | 夏山 登 | △ | 亡(大川 広) | 補充員 | 秋野 稔 | × | | |
| 審査員 | 木有 緑 | ○ | | 補充員 | 大川 広 | ○ | 補新 | |
| 審査員 | 南郷 二郎 | ○ | | 補充員 | 山中 森三 | ○ | | |
| 審査員 | 青葉 茂 | ○ | | 補充員 | 大平 洋子 | × | | |
| 審査員 | 多摩 清 | ○ | | 補充員 | 宇治 香 | ○ | | |
| 審査員 | 如月 寒太 | ○ | | 補充員 | 松野 音平 | ○ | 臨 | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

会 議 の 内 容 等

- 1 会長は、実地見分の結果を報告した。
- 2 次回期日に海原洋を証人として尋問することを議決した。
- 3 次回会議を平成27年6月17日午前10時に招集。

即 日 検察審査会事務官 寺 田 博 彦 ㊟
検 察 審 査 会 長 秋 川 涉 ㊟

(別紙様式第2)

| 会 議 年 月 日 | | | 平成 27 年 6 月 17 日 | | | 回 数 | 3 |
|--|-------|-----|---------------------|---------------------|-------|-----|-----|
| 事 件 番 号 | | | 平成 27 年 (申立) 第 11 号 | | | | |
| 資 格 | 氏 名 | 出 欠 | 備 考 | 資 格 | 氏 名 | 出 欠 | 備 考 |
| 審査員 | 秋川 涉 | ○ | | 補充員 | 音羽 美子 | ○ | 臨 |
| 審査員 | 板東 太郎 | × | | 補充員 | 大江 景一 | ○ | 臨 |
| 審査員 | 冬村 兼三 | ○ | | 補充員 | 野中 一道 | × | |
| 審査員 | 鶴田 寿 | × | | 補充員 | 泉 湧三 | × | |
| 審査員 | 大井 節子 | ○ | | 補充員 | 五月 乙女 | × | |
| 審査員 | 夏山 登 | △ | 亡 (大川 広) | 補充員 | 秋野 稔 | × | |
| 審査員 | 木有 緑 | ○ | | 補充員 | 大川 広 | ○ | 補 |
| 審査員 | 南郷 二郎 | ○ | | 補充員 | 山中 森三 | × | |
| 審査員 | 青葉 茂 | ○ | | 補充員 | 大平 洋子 | × | |
| 審査員 | 多摩 清 | ○ | | 補充員 | 宇治 香 | × | |
| 審査員 | 如月 寒太 | ○ | | 補充員 | 松野 音平 | × | 辞 |
| | | | | 補充員 | 野原 太郎 | ○ | |
| | | | | | | | |
| 会 議 の 内 容 等 | | | | | | | |
| 1 証人海原洋を尋問した。 | | | | | | | |
| 2 本件の審査を終結すべきか否かを諮ったところ、全員一致で終局することに決した。 | | | | | | | |
| 3 会長は本件につき検察官がした不起訴処分の当否につき無記名投票を持って裁決したところ、 不起訴相当 11 票となったため、本件は不起訴相当と議決された。 | | | | | | | |
| 4 会長は議決書原案を朗読して、その修正箇所を問うたところ、異議なく原案のとおり議決し、 各審査員は署名押印した。 | | | | | | | |
| 即 日 | | | | 検察審査会事務官 寺 田 博 彦 ㊟ | | | |
| | | | | 検 察 審 査 会 長 秋 川 涉 ㊟ | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(別紙様式第5)

建 議 勸 告 事 件 会 議 録

東京第七検察審査会

| 事 件 番 号 | 平成 27 年 第 1 号 | | | | | | |
|-----------------|--|-----|-------|-------|-------|-----|--|
| 建 議 勸 告 の 端 緒 | 検察審査員からの提案 | | | | | | |
| 議 決 日 | 平成 27 年 9 月 16 日 | | | | | | |
| 建 議 勸 告 の 趣 旨 | 1 ……の処理に当たっては、……する措置を怠ることのないよう、…… の場合には、……について、……するよう取扱いを改められたい。 2 ……については、……するよう徹底されたい。 | | | | | | |
| 議 決 書 謄 本 送 付 日 | 平成 27 年 9 月 17 日 | | | | | | |
| 建 議 勸 告 後 の 経 過 | いずれも消極。詳細は別添回答書記載のとおり。 | | | | | | |
| 提 出 資 料 | | | | | | | |
| 番号 | 資 料 名 | 数 量 | 提 出 者 | 提出年月日 | 返還年月日 | 備 考 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | |

(別紙様式第2)

| 会 議 年 月 日 | | | 平成 27 年 9 月 16 日 | | | 回 数 | 1 |
|-----------|-------|----|---------------------|-----|-------|-----|-----|
| 事 件 番 号 | | | 建議勸告 平成 27 年 第 11 号 | | | | |
| 資 格 | 氏 名 | 出欠 | 備 考 | 資 格 | 氏 名 | 出欠 | 備 考 |
| 審査員 | 輪西 鉄造 | ○ | | 補充員 | 師走 繁 | × | |
| 審査員 | 春野菜穂子 | ○ | | 補充員 | 桜井 弥生 | ○ | |
| 審査員 | 天川 満 | ○ | | 補充員 | 書上 隆 | △ | 補辞 |
| 審査員 | 北山 冬二 | △ | 辞 (秋野 稔) | 補充員 | 時田 金成 | × | |
| 審査員 | 奥野 道子 | ○ | | 補充員 | 富士 喬 | × | |
| 審査員 | 夏山 登 | | 亡 (大川 広) | 補充員 | 秋野 稔 | ○ | 補 |
| 審査員 | 木有 緑 | ○ | | 補充員 | 大川 広 | ○ | 補 |
| 審査員 | 南郷 二郎 | ○ | | 補充員 | 山中 森三 | × | |
| 審査員 | 青葉 茂 | ○ | | 補充員 | 大平 洋子 | ○ | 臨 |
| 審査員 | 多摩 清 | ○ | | 補充員 | 宇治 香 | △ | 辞 |
| 審査員 | 如月 寒太 | ○ | | 補充員 | 松野 音平 | △ | 辞 |
| | | | | 補充員 | 野原 太郎 | × | |
| | | | | | | | |

会 議 の 内 容 等

- 1 検察審査員如月寒太から建議勸告の端緒が提案された事案について、建議する議決を行った。
- 2 会長は建議書原案を朗読して、その修正箇所を問うたところ全員異議なく原案のとおり議決し、各審査員は署名押印した。

即 日

検察審査会事務官 寺 田 博 彦 ㊟

検 察 審 査 会 長 山 本 真 実 ㊟

(別紙様式第6)

会長互選会議録 定例会議録 臨時会議録
 補欠の検察審査員, 臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録

会議年月日 平成 27 年 4 月 15 日

事件番号 平成 27 年 (申立) 第 11 号

| 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
|-----|-------|----|----|-----|-------|----|----|
| 審査員 | 秋川 渉 | ○ | | 補充員 | 音羽 美子 | × | |
| 審査員 | 板東 太郎 | ○ | | 補充員 | 大江 景一 | ○ | |
| 審査員 | 冬村 兼三 | ○ | | 補充員 | 野中 一道 | × | |
| 審査員 | 鶴田 寿 | ○ | | 補充員 | 泉 湧三 | ○ | |
| 審査員 | 大井 節子 | ○ | | 補充員 | 五月 乙女 | × | |
| 審査員 | 和光 正人 | ○ | | 補充員 | 林田 敏秋 | × | |
| 審査員 | 森山 進一 | ○ | | 補充員 | 水橋 忠夫 | × | |
| 審査員 | 梅田 洋子 | ○ | | 補充員 | 黒宮 貴子 | ○ | |
| 審査員 | 白海 水子 | ○ | | 補充員 | 伊東 美沙 | ○ | |
| 審査員 | 吉山 誠 | ○ | | 補充員 | 大倉 勝雄 | × | |
| 審査員 | 山本 真実 | ○ | | 補充員 | 渡辺 小雪 | × | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

選定録 上記備考欄に「補新」と記載のある者を補欠の検察審査員に, 「臨」とある者を臨時に検察審査員の職務を行う者に選定した。
即日 検察審査会事務官 印

会議の内容等

即日 検察審査会事務官 寺田博彦 ㊟
検察審査会長 山本真実 ㊟

(別紙様式第6)

■会長互選会議録 □定例会議録 ■臨時会議録
■補欠の検察審査員，臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録

| 会議年月日 | 平成 27 年 5 月 13 日 | | | | | | |
|-------|--|----|----------|-----|-------|----|----|
| 事件番号 | 平成 27 年 (申立) 第 11 号 | | | | | | |
| 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
| 審査員 | 秋川 渉 | ○ | | 補充員 | 音羽 美子 | × | |
| 審査員 | 板東 太郎 | × | | 補充員 | 大江 景一 | × | |
| 審査員 | 冬村 兼三 | ○ | | 補充員 | 野中 一道 | ○ | 臨 |
| 審査員 | 鶴田 寿 | × | | 補充員 | 泉 湧三 | × | |
| 審査員 | 大井 節子 | ○ | | 補充員 | 五月 乙女 | × | |
| 審査員 | 夏山 登 | △ | 亡 (大川 広) | 補充員 | 秋野 稔 | × | |
| 審査員 | 木有 緑 | ○ | | 補充員 | 大川 広 | ○ | |
| 審査員 | 南郷 二郎 | ○ | | 補充員 | 山中 森三 | ○ | 補新 |
| 審査員 | 青葉 茂 | ○ | | 補充員 | 大平 洋子 | × | |
| 審査員 | 多摩 清 | ○ | | 補充員 | 宇治 香 | ○ | |
| 審査員 | 如月 寒太 | ○ | | 補充員 | 松野 音平 | ○ | 臨 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 選定録 | 上記備考欄に「補新」と記載のある者を補欠の検察審査員に，「臨」とある者を臨時に検察審査員の職務を行う者に選定した。 即日 検察審査会事務官 ㊟ | | | | | | |

会 議 の 内 容 等

| |
|--|
| 1 会長互選 |
| 各審査員協議の結果，会長に秋川渉を互選した。 |
| 即日 検察審査会事務官 寺田博彦 ㊟ |
| 検察審査会事務局長 藤森加一 ㊟ |
| 2 臨時会議 |
| (1) 検察審査員の死亡の確認 |
| 検察審査員夏山登の選定後に死亡した事実を確認した。 |
| (2) 臨時に検察審査会長の職務を行う者の決定 |
| 法15条5項の規定に基づき，検察審査会長に事故あるときは，次の者が臨時に会長の職務を |

行う。

第一順位 冬村 兼三 第二順位 大井 節子

(3) 包括委任

審査事件を受理したときは、検察審査会議を待つことなく、その都度速やかに検察庁から当該事件の不起訴裁定書及び不起訴記録の取り寄せをすることを事務局長に包括委任する。

(4) 資格審査

別紙のとおり資格審査を行った。

即日

検察審査会事務官 寺田博彦 ㊟

検察審査会長 秋川 渉 ㊟

(別紙様式第6)

□ 会長互選会議録 ■ 定例会議録 □ 臨時会議録
 ■ 補欠の検察審査員，臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録

| 会議年月日 | 平成 27 年 6 月 17 日 | | | | | | |
|-------|---|----|---------|-----|-------|----|----|
| 事件番号 | 平成27年(申立)第11号, 平成27年(起相)第1号 | | | | | | |
| 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
| 審査員 | 秋川 渉 | ○ | | 補充員 | 音羽 美子 | ○ | 臨 |
| 審査員 | 板東 太郎 | × | | 補充員 | 大江 景一 | ○ | 臨 |
| 審査員 | 冬村 兼三 | ○ | | 補充員 | 野中 一道 | × | |
| 審査員 | 鶴田 寿 | × | | 補充員 | 泉 湧三 | × | |
| 審査員 | 大井 節子 | ○ | | 補充員 | 五月 乙女 | × | |
| 審査員 | 夏山 登 | △ | 亡(大川 広) | 補充員 | 秋野 稔 | × | |
| 審査員 | 木有 緑 | ○ | | 補充員 | 大川 広 | ○ | 補 |
| 審査員 | 南郷 二郎 | ○ | | 補充員 | 山中 森三 | × | |
| 審査員 | 青葉 茂 | ○ | | 補充員 | 大平 洋子 | × | |
| 審査員 | 多摩 清 | ○ | | 補充員 | 宇治 香 | × | |
| 審査員 | 如月 寒太 | ○ | | 補充員 | 松野 音平 | × | 辞 |
| | | | | 補充員 | 野原 太郎 | ○ | |
| 選定録 | 上記備考欄に「補新」と記載のある者を補欠の検察審査員に，「臨」とある者を臨時に検察審査員の職務を行う者に選定した。 即日 検察審査会事務官 ㊟ | | | | | | |

会 議 の 内 容 等

辞退の承認

補充員松野音平の辞退を承認した。

即日

検察審査会事務官 寺田博彦 ㊟

検察審査会長 秋川 渉 ㊟

(別紙様式第6)

□ 会長互選会議録 □ 定例会議録 ■ 臨時会議録

■ 補欠の検察審査員，臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録

| 会議年月日 | | 平成 27 年 7 月 15 日 | | | | | |
|--------------------|--|----------------------|----------|-----|-------|----|----|
| 事件番号 | | 平成 27 年 (起相) 第 1 号 | | | | | |
| 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
| 審査員 | 秋川 渉 | ○ | | 補充員 | 音羽 美子 | ○ | |
| 審査員 | 板東 太郎 | × | | 補充員 | 大江 景一 | ○ | |
| 審査員 | 冬村 兼三 | ○ | | 補充員 | 野中 一道 | × | |
| 審査員 | 鶴田 寿 | × | | 補充員 | 泉 湧三 | ○ | 臨 |
| 審査員 | 大井 節子 | ○ | | 補充員 | 五月 乙女 | × | |
| 審査員 | 夏山 登 | △ | 亡 (大川 広) | 補充員 | 秋野 稔 | × | |
| 審査員 | 木有 緑 | ○ | | 補充員 | 大川 広 | ○ | 補 |
| 審査員 | 南郷 二郎 | ○ | | 補充員 | 山中 森三 | × | |
| 審査員 | 青葉 茂 | ○ | | 補充員 | 大平 洋子 | × | |
| 審査員 | 多摩 清 | ○ | | 補充員 | 宇治 香 | ○ | 辞 |
| 審査員 | 如月 寒太 | ○ | | 補充員 | 松野 音平 | △ | 辞 |
| | | | | 補充員 | 野原 太郎 | ○ | 臨 |
| | | | | | | | |
| 選定録 | 上記備考欄に「補新」と記載のある者を補欠の検察審査員に，「臨」とある者を臨時に検察審査員の職務を行う者に選定した。 即日 検察審査会事務官 ㊟ | | | | | | |
| 会 議 の 内 容 等 | | | | | | | |
| 辞退の承認 | | | | | | | |
| 補充員宇治香の辞退を承認した。 | | | | | | | |
| 即日 検察審査会事務官 寺田博彦 ㊟ | | | | | | | |
| 検察審査会長 秋川 渉 ㊟ | | | | | | | |
| ----- | | | | | | | |
| ----- | | | | | | | |
| ----- | | | | | | | |
| ----- | | | | | | | |

(別紙様式第6)

■会長互選会議録 □定例会議録 ■臨時会議録
■補欠の検察審査員，臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録

| 会議年月日 | 平成 27 年 8 月 12 日 | | | | | | |
|-------|--|----|------------|-----|-------|----|------|
| 事件番号 | 平成 27 年 (起相) 第 1 号 | | | | | | |
| 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
| 審査員 | 輪西 鉄造 | ○ | | 補充員 | 師走 繁 | × | |
| 審査員 | 春野菜穂子 | × | | 補充員 | 桜井 弥生 | ○ | 臨 |
| 審査員 | 天川 満 | ○ | 遅 | 補充員 | 書上 隆 | × | 補新辞 |
| 審査員 | 北山 冬二 | × | 辞 (秋野 稔) | 補充員 | 時田 金成 | ○ | 臨 |
| 審査員 | 奥野 道子 | ○ | | 補充員 | 富士 喬 | × | |
| 審査員 | 夏山 登 | △ | 亡 (大川 広) | 補充員 | 秋野 稔 | ○ | 補新 |
| 審査員 | 木有 緑 | ○ | | 補充員 | 大川 広 | ○ | 補 |
| 審査員 | 南郷 二郎 | ○ | | 補充員 | 山中 森三 | ○ | 臨解 |
| 審査員 | 青葉 茂 | ○ | | 補充員 | 大平 洋子 | ○ | 臨解 |
| 審査員 | 多摩 清 | ○ | | 補充員 | 宇治 香 | △ | 辞 |
| 審査員 | 如月 寒太 | ○ | | 補充員 | 松野 音平 | △ | 辞 |
| | | | | 補充員 | 野原 太郎 | ○ | 傍聴せず |
| | | | | | | | |
| 選定録 | 上記備考欄に「補新」と記載のある者を補欠の検察審査員に，「臨」とある者を臨時に検察審査員の職務を行う者に選定した。 即日 検察審査会事務官 ㊟ | | | | | | |

会 議 の 内 容 等

1 会長互選

各審査員協議の結果，会長に秋川渉を互選した。

即日

検察審査会事務官 寺田博彦 ㊟

検察審査会事務局長 藤森加一 ㊟

2 臨時会議

(1) 辞退の承認

検察審査員北山冬二，補充員書上隆の辞退を承認した。

(2) 臨時に検察審査会長の職務を行う者の決定

法15条5号の規定に基づき，検察審査会長に事故あるときは，次の者が臨時に会長の職務を

行う。

第一順位 南郷 二郎 第二順位 如月 寒太

(3) 包括委任

審査事件を受理したときは、検察審査会議を待つことなく、その都度速やかに検察庁から当該事件の不起訴裁定書及び不起訴記録の取り寄せをすることを事務局長に包括委任する。

(4) 資格審査

別紙のとおり資格審査を行った。

即日

検察審査会事務官 寺田博彦 ㊟

検察審査会長 青葉茂 ㊟

(別紙様式第6)

□会長互選会議録 ■定例会議録 □臨時会議録
■補欠の検察審査員，臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録

会議年月日 平成 27 年 9 月 16 日

事件番号 建議勧告 平成 27 年第 1 号

| 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 資格 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
|-----|-------|----|---------|-----|-------|----|----|
| 審査員 | 輪西 鉄造 | ○ | | 補充員 | 師走 繁 | × | |
| 審査員 | 春野菜穂子 | ○ | | 補充員 | 桜井 弥生 | ○ | |
| 審査員 | 天川 満 | ○ | | 補充員 | 書上 隆 | △ | 補辞 |
| 審査員 | 北山 冬二 | △ | 辞(秋野 稔) | 補充員 | 時田 金成 | × | |
| 審査員 | 奥野 道子 | ○ | | 補充員 | 富士 喬 | × | |
| 審査員 | 夏山 登 | △ | 亡(大川 広) | 補充員 | 秋野 稔 | ○ | 補 |
| 審査員 | 木有 緑 | ○ | | 補充員 | 大川 広 | ○ | 補 |
| 審査員 | 南郷 二郎 | ○ | | 補充員 | 山中 森三 | × | |
| 審査員 | 青葉 茂 | ○ | | 補充員 | 大平 洋子 | ○ | |
| 審査員 | 多摩 清 | ○ | | 補充員 | 宇治 香 | △ | 辞 |
| 審査員 | 如月 寒太 | ○ | | 補充員 | 松野 音平 | △ | 辞 |
| | | | | 補充員 | 野原 太郎 | × | |
| | | | | | | | |

選定録 上記備考欄に「補新」と記載のある者を補欠の検察審査員に，「臨」とある者を臨時に検察審査員の職務を行う者に選定した。
即日 検察審査会事務官 印

会議の内容等

検察審査員如月寒太から提案された事項について，建議を行った。・・・

即日 検察審査会事務官 寺田博彦 ㊟

検察審査会長 青葉茂 ㊟

会議録記載例の基となる会議の概要

第1 平成27年4月15日 (臨時会議)

1 検察審査員の欠席者

なし

2 会議の概要

(1) 「本日は、審査申立てのあった平成27年(申立)第11号の過失運転致死、道路交通法違反被疑事件について、第1回目の審査を行います。まず、本件審査事件について、検察審査員に除斥の理由があるかどうかを確認します。また、補充員につきましても、補欠の検察審査員又は臨時の検察審査員に選定される可能性がありますので、併せて確認します。本件の被疑者は宗山七郎、職業〇〇、住居〇〇です。本件について、検審査法7条に記載された除斥事由がある方はいらっしゃいませんか。」

(2) 「本件について、審査を始めます。まず、事務局のほうから、不起訴処分記録の写しの配布及び事案の概要を説明してもらいます。(中略)

それでは、先ほど議決しましたように、被疑者の過失の有無の判断のために、4月24日午前10時から〇〇県〇〇市伊勢町所在山田時計店前道路及びその付近を実地見分することにします。また、次回会議は5月13日午前10時とします。」

第2 平成27年4月24日（実地見分）

1 実地見分の日時場所等

(1) 日時場所 平成27年4月25日，〇〇県〇〇市伊勢町所在山田時計店前
道路及びその付近

(2) 立ち会った検察審査員 全員

2 実地見分の概要

（検察審査会長）

「これから，実地見分を行います。（以下省略）」

第3 平成27年5月13日（会長互選会議・臨時会議）

1 検察審査員の欠席者

板東太郎，鶴田寿，夏山登（死亡）

2 会議の概要

（検察審査会事務局長）

(1) 「それでは，会長互選会議を開催します。この会議では，まず，皆さんの中から検察審査会長を互選いただくこととなります。ただし，本日は，板東審査員，鶴田審査員が欠席され，夏山検察審査員については，選挙管理委員会から死亡された旨の通知がなされました。夏山審査員が死亡されたことに伴い補欠の検察審査員を選定し，さらに，板東審査員及び鶴田審査員に代わり臨時に検察審査員の職務を行う者（臨時の検察審査員）を選定します。」

(2) 「補欠の検察審査員及び臨時の検察審査員を選定しましたので，続いて会長互選を行います。（以下省略）」

（検察審査会長）

(3) 「検察審査会長に互選されました秋川でございます。よろしくお願ひ致します。それでは，引き続き臨時会議を行います。①まず，夏山検察審査員が選定後に死亡した事実を確認いたします。②次に，検察審査会法15条5項に規定された検察審査会長に事故があるときの臨時に検察審査会長の職務を行う順序を定めたいと思います。（中略）③続いて，審査申立事件を受理したときは，検察審査会議を待つことなく，その都度速やかに検察庁から，当該事件の不起訴裁定書及び不起訴記録の取り寄せを行うことを事務局長に包括委任したいと思いますが，この点についてはいかがでしょうか。（中略）④続いて，検察審査員候補者に対する欠格事由，就職禁止事由，辞退事由の確認及び判断を行います。（以下省略）」

(4) 「それでは，平成27年（申立）第11号審査申立事件の審査を行います。まず，検察審査員に除斥事由の有無を確認します。（中略）次回会議日を6月

17日午前10時とし、会議期日において証人海原洋の証人尋問を行います。」

第4 平成27年6月17日（定例会議）

1 検察審査員の欠席者

板東太郎，鶴田寿

※期日間に追加補充員野原太郎を選定

2 審査会議の概要

（検察審査会長）

(1) 「これから検察審査会議を開催します。本日は，検察審査員2名の方が欠席されていますので，臨時に検察審査員の職務を行う者の選定を行います。

（臨時の検察審査員2名を補充員の中からくじで選定）」

(2) 「次に，松野補充員から辞退の申出がありましたので，辞職の申出を承認するか否かについて審査を行いたいと思います。（以下省略）」

(3) 「それでは，平成27年（申立）第11号事件の審査を行いたいと思います。まず，海原証人として尋問します。（中略）本件について，終結すべきか否かについて御意見を伺ったところ，全員一致で終結することになりましたので，本件の議決を行いたいと思います。（中略）投票の結果，不起訴相当11票となりました。（以下省略）」

(4) 「引き続き，平成27年（起相）第1号事件の審査を行います。本件については，審査補助員を委嘱しておりますので，審査補助員である高山弁護士立ち会ってまいります。最初に除斥事由の有無についてお尋ねします（中略）。次に，事務局のほうから，不起訴処分記録の写しの配布及び事案の概要を説明してまいります。（中略）先ほど議決したとおり，次回会議において，東京地方検察庁検事伊井数馬の意見を聴取することとします。また，次回の審査会議は，平成27年7月15日午前10時から行います。」

第5 平成27年7月15日（臨時会議）

1 欠席者等

板東太郎，鶴田寿

2 審査会議の概要

（検察審査会長）

- (1) 「これから臨時の検察審査会議を開催します。本日は，検察審査員2名の方が欠席されていますので，臨時に検察審査員の職務を行う者の選定を行います。（臨時の検察審査員2名を補充員の中からくじで選定）」
- (2) 「次に，宇治補充員から辞退の申出がありましたので，辞職を承認するか否かについて検討します。（以下省略）」
- (3) 「本日は，平成27年（起相）第1号について，東京地方検察庁伊井検事から意見を伺います。（中略）本日の手続は以上とします。次回の審査会議は，8月12日午前10時から行います。」

第6 平成27年8月12日（会長互選会議・臨時会議）

1 検察審査員の欠席者

春野菜穂子，北山冬二，天川満（遅刻）

2 審査会議の概要

（検察審査会事務局長）

(1) 「これから，皆さんの中から検察審査会長を互選いただくこととなりますが，本日は，春野検察審査員，北山検察審査員が欠席され，天川検察審査員は会議に遅れるとの連絡が入っていますので，臨時に検察審査員の職務を行う者（臨時の検察審査員）を選定します。」

(2) 「春野審査員については桜井補充員，天川審査員については時田補充員，北山審査員については山中補充員を，臨時の検察審査員に選定しました。続いて会長互選を行います。（以下省略）」

（検察審査会長）

(3) 「会長に互選されました青葉です。よろしくお願い致します。これより臨時会議を行います。①まず，北山検察審査員から辞職の申出がなされています。同人について，辞職の申出を承認するか否かを検討します。（中略）辞職の申出を承認することになりましたので，補欠の検察審査員を選定します。

（中略）くじの結果，書上補充員が補欠の検察審査員になりました。これに伴って，山中補充員については臨時の検察審査員を解任します。②続いて，書上検察審査員が欠席されていますので，臨時に検察審査員の職務を行う者を選定します。（中略）大平補充員を臨時の検察審査員に選定します。」

(4) 「書上検察審査員から辞職の申出がなされています。同人について，辞職の申出を承認するか否かを検討します。（中略）辞職の申出を証人することになりましたので，補欠の検察審査員を選定します。（中略）くじの結果，秋野補充員が補欠の検察審査員になりました。これに伴って，大平補充員については臨時の検察審査員を解任します。」

- (5) 「①検察審査会法15条5項の規定により、検察審査会長に事故があるときの臨時に検察審査会長の職務を行う順序を定めます。(中略)②次に、審査申立事件を受理したときは、検察審査会議を待つことなく、その都度速やかに検察庁から、当該事件の不起訴裁定書及び不起訴記録の取り寄せを行うことを事務局長に包括委任したいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。(中略)③続いて、検察審査員候補者に対する欠格事由、就職禁止事由、辞退事由の確認及び判断を行います。(以下略)」
- (4) 「引き続き、平成27年(起相)第1号の審査申立事件の審査を行います。まず、検察審査員及び補充員に除斥の理由があるかどうかを確認します。(中略)ただいま天川審査員が到着されましたが、審査の進行状況に照らし、交代はしないこととします。(中略)本件について、終結すべきか否かについて会議に諮ったところ、全員一致で終結することになりましたので、これから本件の議決を行いたいと思います。(中略)投票の結果、起訴すべきとの意見が8票、起訴すべきでないとの意見が3票となり、検察審査会として起訴すべきとの結論に至りました。(以下省略)」

第7 平成27年9月16日（定例会議）

1 検察審査員の欠席者

なし

2 審査会議の概要

（検察審査会長）

- (1) 「これから検察審査会議を開催します。現在、審査申立事件は係属していないため、職権で取り上げるべき事件があるか、あるいは、検察事務の改善に関して、建議又は勧告すべき点などがあるかについて、御意見のある方はいらっしゃいますか。」

（如月検察審査員）

- (2) 「検察官・・・の処理に当たって・・・する措置を怠るケースが散見されるため、この場合の処理については、・・・するような取扱いに改めるよう建議・勧告することについて提案します。また、・・・については・・・するよう徹底するよう建議・勧告することを提案します。」

（検察審査会長）

- (3) 「ただいまの提案について検討していきたいと思います。（以下中略）それでは、本件の提案につき、検事正に対する建議を行うか否かを決したいと思います。（中略）投票の結果、建議すべきとの意見が11票となりましたので、建議することとします。続いて、建議書の作成に移ります。（以下省略）」

×××平成〇〇年〇〇月〇〇日

×××××××××〇〇検察審査会

※4

※1 議決書と異なり、氏名のみを記載し、住居等は記載しない。

さらに、申立人が性犯罪の被害者など検察審査会が氏名を秘匿するのが相当と判断した場合には、氏名を匿名とし、議決の理由においても、申立人を推測することができるような記載はしない。

※2 ※1と同様、氏名のみを記載し、住居等は記載しない。

さらに、被疑者が少年や精神障害を理由に不起訴になった場合など検察審査会が氏名を秘匿するのが相当と判断した場合には、氏名を匿名とし、議決の理由においても、被疑者を推測することができるような記載はしない。

※3 議決書と異なり、詳細な記載は不要である。ただし、審査申立書や意見書において具体的かつ真しに不服の理由が述べられている場合には、申立人に対して十分な説明をするのが望ましいといった観点から、不起訴を相当とする事案であっても、申立人の不服を斥けた理由について、議決の要旨においてある程度言及するなどの配慮が必要になることもあろう。しかし、その場合でも、次のような、評議の秘密にわたる事項、捜査の秘密を害するおそれのある事項及び関係人の名誉・プライバシーを害するおそれのある事項は記載すべきではないと考えられる。

- (1) 不起訴裁定理由（検察庁から公表されている場合を除く。）
- (2) 捜査記録の内容（事件関係者の氏名を含む。）
- (3) 審査会議期日（議決した年月日を除く。）及び審査の経過
- (4) 取り調べた証人等の数・氏名・住所，尋問及び供述内容
- (5) 聴取した検察官の意見内容
- (6) 実地見分をした日時，人員及び内容
- (7) 専門的助言者の氏名及び意見の内容

(8) 審査員の意見, 評決の割合

※4 議決書と異なり, 審査員の氏名その他審査員の特定につながる事項は記載しない。

る必要はない（検察審査会法施行令 28 条各号列記以外の部分、2 号参照）。

※ 6 不起訴処分をした検察官が、検察官事務取扱副検事、検察官副検事又は検察官事務取扱検察事務官の場合には、「検察官検事」とあるのを、それぞれ「検察官事務取扱副検事」、「検察官副検事」又は「検察官事務取扱検察事務官」と記載する（検察審査会法施行令 28 条 3 号）。

※ 7 職権審査事件の場合は、「上記申立人の申立てにより」とあるのを、「職権で」と記載する。

※ 8 起訴相当議決に対し、検察官が再度不起訴処分をした場合は、「当検察審査会は、上記被疑者に対する〇〇被疑事件（〇〇地検平成〇〇年検第〇〇号）につき、平成〇〇年〇〇月〇〇日上記検察官がした再度の不起訴処分の当否に関し、検察審査会法 41 条の 2 第 1 項により審査を行い、次のとおり議決する。」と記載する。

※ 9 議決の趣旨の記載例としては、次のような記載をすることが考えられる。

(1) 申立却下の場合

「本件申立てを却下する。」

(2) 移送の場合

「本件を〇〇検察審査会に移送する。」

(3) 審査打ち切りの場合

「本件の審査を打ち切る。」

(4) 不起訴相当の場合

「本件不起訴処分は相当である。」

(5) 少年事件に対する検察官の家庭裁判所不送致処分を相当とする場合で、議決時に未だ少年である場合

「本件を家庭裁判所に送致しない処分は相当である。」

(5) 不起訴不当の場合

「本件不起訴処分は不当である。」

- (6) 少年事件に対する検察官の家庭裁判所不送致処分を不当とする場合で、
議決時に未だ少年である場合

「本件を家庭裁判所に送致しない処分は相当でない。」

- (7) 起訴相当の場合

「本件不起訴処分は不当であり、起訴を相当とする。」

- (8) 起訴議決の場合

「別紙犯罪事実につき、起訴すべきである。」

- (9) 起訴すべき議決に至らなかった場合

「本件は起訴議決をするに至らない。」

- (10) 被疑事実が複数の場合

「本件不起訴処分は、

- 1 被疑事実の要旨第1については不当である。
- 2 同第2及び第3については不当であり、起訴を相当とする。
- 3 同第4については相当である。」

- (11) 被疑者が複数の場合

「本件不起訴処分は、

- 1 被疑者Aについては不当である。
- 2 被疑者B及び同Cについては不当であり、起訴を相当とする。
- 3 被疑者Dについては相当である。」

- (12) 被疑者及び被疑事実がいずれも複数の場合

「本件不起訴処分は、

- 1 被疑者Aについて、
 - (1) 被疑事実の要旨第1については不当である。
 - (2) 同第2及び第3については不当であり、起訴を相当とする。
 - (3) 同第4については相当である。
- 2 被疑者B及び同Cについて、

(1) 被疑事実の要旨第1から第3までについては不当である。

(2) 同第4については相当である。

3 被疑者Dについては相当である。」

※10 被疑事実の要旨は、検察審査会における審査の対象を特定するものであるから、検察官が認定した不起訴裁定書記載の事実を記載する（起訴猶予以外の場合には、不起訴裁定書記載の送致、告訴等に係る事実。以下同じ）。検察審査会が検察官の認定事実と異なる事実を認定し、それを議決書に記載する場合、その事実は「3 検察審査会の判断」中に記載するのが相当である。

※11 「（嫌疑不十分）」の記載部分については、不起訴裁定主文に応じて、それぞれ「（罪とならず）」、「（嫌疑なし）」、「（起訴猶予）」などと記載する。。

※12 検察審査会の判断については、次のような記載をすることが考えられる。

(1) 申立却下の場合

ア 不起訴処分が存在しない場合（検察審査会法2条1項参照）

「本件については、審査の対象となる不起訴処分が存在しないので、上記趣旨のとおり議決する。」

イ 申立人に申立権がない場合（検察審査会法30条参照）

「本件については、申立人に申立権がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

ウ 既に議決のあった同一の不起訴処分について再度の申立てがされた場合（検察審査会法32条参照）

「本件は、平成〇〇年〇〇月〇〇日当検察審査会において議決した事件と同一事件についての申立てであるから、上記趣旨のとおり議決する。」

エ 不起訴不当の議決に係る事件について、検察官が当該議決の対象となった不起訴処分と同一の理由により、再度の不起訴処分がなされたにも関わらず、再度の申立てがされた場合（検察審査会法41条の8参照）

「本件は、平成〇〇年〇月〇〇日当檢察審査会において不起訴不当の議決をした事件について、檢察官が、前にした不起訴処分と同一の理由により行った不起訴処分に対する申立てであるから、上記趣旨のとおり議決する。」

(2) 移送の場合（檢察審査会法30条，同法施行令21条参照）

「本件は、〇〇地方檢察庁檢察官のした不起訴処分に対する申立てであり、〇〇檢察審査会の管轄に属するものと認められるので、上記趣旨のとおり議決する。」

(3) 審査打ち切りの場合

ア 申立てが取り下げられた場合

「本件については、平成〇〇年〇〇月〇〇日申立てが取り下げられたので、上記趣旨のとおり議決する。」

イ 申立（職権立件）後、公訴が提起された場合

「本件については、平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇地方裁判所に公訴が提起されたので、上記趣旨のとおり議決する。」

(4) 不起訴相当の場合

檢察官に再捜査や起訴を求めるものではないから、一般に、不起訴不当や起訴相当の場合ほど詳細に理由が記載される必要はなく、次のとおり、簡略な記載で足りる場合が多いであろう。しかし、審査申立書や意見書において具体的かつ真しに不服の理由が述べられている場合には、申立人に対して十分な説明をするのが望ましいといった観点から、議決の要旨作成の前提となる議決書に、申立人の不服を斥けた理由について、ある程度言及するなどの配慮が必要になることもあろう。

ア 訴訟条件を欠く場合

(ア) 裁判権がない場合

「本件については、我が国に裁判権がなく、訴訟条件を欠くことが明

らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

(イ) 被疑者死亡の場合

「本件被疑者は既に死亡し、本件は訴訟条件を欠くことが明らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

(ウ) 被疑者である法人等消滅の場合

「本件被疑者である〇〇株式会社は既に存在せず、本件は訴訟条件を欠くことが明らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

(エ) 起訴済みの場合

「本件被疑事実について、被疑者は平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇地方裁判所に起訴済みであり、本件は訴訟条件を欠くことが明らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

(オ) 親告罪の告訴（告発，請求）の欠如，取消し，無効の場合

「本件被疑事実は親告罪に当たるが、告訴がされていないため、訴訟条件を欠くことが明らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

「本件被疑事実は親告罪に当たり、平成〇〇年〇〇月〇〇日告訴されたが、この告訴は同年〇〇月〇〇日取り消されたため、訴訟条件を欠くことが明らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

「本件被疑事実は親告罪に当たり、平成〇〇年〇〇月〇〇日告訴されたが、この告訴は告訴期間経過後の告訴であるため無効であり、訴訟条件を欠くことが明らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証

拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

(カ) 確定裁判を経た場合

「本件については、既に平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇地方裁判所において、有罪判決があり確定しているため、訴訟条件を欠くことが明らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

(キ) 刑が廃止された場合

「平成〇〇年〇〇月〇〇日に公布され、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行された〇〇法（平成〇〇年法律第〇〇号）により、〇〇の罪に関する刑が廃止され、本件は訴訟条件を欠くことが明らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

(ク) 大赦があった場合

「本件被疑事実に関する罪については、平成〇〇年政令第〇〇号をもって大赦があったため、本件は訴訟条件を欠くことが明らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

(ケ) 公訴時効完成の場合

「本件については、公訴時効が完成しているため、訴訟条件を欠くことが明らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

イ 訴訟条件は具備しているが、被疑事件の罪とならないことが明確である場合

(ア) 罪とならず

「本件被疑事実は、被疑者が自己の刑事事件の証拠を隠滅したというものであって、犯罪の構成要件に該当しないとの検察官の裁定を覆す

に足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

「本件被疑事実は、被疑者が〇〇地方裁判所の許可を受けて鑑定のため申立人の住居に侵入したというものであって、この行為は正当行為と認められ、違法性を阻却するとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

「本件被疑事実は、緊急避難のためにされたものであることが明らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

(イ) 刑事未成年

「本件被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日生まれであって、犯行時において14歳に満たないことが明らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

(ウ) 心神喪失

「本件被疑事実は、被疑者が心神喪失中に犯したものであることが明らかであるとの検察官の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

ウ 犯罪の嫌疑がない場合、犯罪の嫌疑が不十分な場合、起訴猶予の場合

「本件不起訴記録並びに審査申立書、審査申立人が提出した意見書及び資料等を精査し、慎重に審査した結果、検察官がした不起訴処分を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。」

(5) 不起訴不当、起訴相当の場合

これらの議決においては、その議決の理由を手掛かりとして再捜査又は起訴をしてもらいたいわけであるから、検察官を説得する必要がある、自ずからそれなりに詳細な理由が記載されることになろう。議決書謄本は、検事正及び検察官適格審査会に送付されるだけで、一般に公表されるものではないことから、会議の内容にわたる事項が記載されることもある程度

許されよう。しかし、個々の検察審査員の発言の内容や、評決の割合は、特に秘密性が強い上、記載の必要性もないから記載されるべきではないと考えられる。

※13 議決書の末尾には、議決書作成年月日を記載する。ただし、冒頭に議決書作成年月日を記載した場合には、議決書の末尾に議決書作成年月日を記載しなくてもよい。なお、※3参照。

※14 検察審査員が印鑑を所持せず、押印できないときには、検察審査員が署名の下に左手示指で指印し、検察審査会長が「これは検察審査員〇〇〇〇の指印である。」旨付記し、自らその部分に署名押印する。

議決書作成時に議決に関与した者の中に任期満了者のある場合には、次のとおり記載する。

「検察審査会長A，検察審査員B，同C，同D，同E及び同Fは，任期満了のため署名押印することができない。

検察審査員×〇×〇×〇×〇 ①」

※ その他の留意点

字句の訂正については、刑訴規則59条の規定に準ずる。

【建議書・勸告書の参考書式】

平成〇〇年〇〇検察審査会建議・勸告事件第〇〇号

×議 決 年 月 日×平成〇〇年〇〇月〇〇日

×建 議 書 作 成×平成〇〇年〇〇月〇〇日 ※1

×××

××××××××××××建 議 書 ※2

×当検察審査会は、〇〇地方検察庁検事正に対し、次のとおり建議する。

××××××××××××建 議 の 趣 旨 ※3

××1×〇〇の処理に当たっては、・・・する措置を怠ることのないよう、・・

×××・の場合には、・・・について、・・・するよう取扱いを改められたい。

××2×〇〇については、・・・するよう徹底されたい。

××××××××××××建 議 の 理 由 ※4

×1×〇〇地方検察庁では、・・・

×2×このような場合には、・・・

××よって、上記趣旨のとおり建議する。

×××平成〇〇年〇〇月〇〇日 ※5

××××××××××〇〇検察審査会

×××
× (署 名) ㊟

×××
× (署 名) ㊟

×××
× (署 名) ㊟

×××
× (署 名) ㊟

×××
× (署 名) ㊟

「検察審査会長A，検察審査員B，同C，同D，同E及び同Fは，任期満了のため署名押印することができない。

検察審査員×○×○×○×○ ④」

※ その他の留意点

字句の訂正については，刑訴規則59条の規定に準ずる。